

社会保険労務士法人 吉村労務管理事務所

報酬料金表

01. 労務顧問

労働社会保険諸法令にもとづく手続業務は、原則として貴社で行って頂きます。
労務に関するリスク管理を適切に行い、事前の予防と早期解決のサポートをします。
労働基準法をはじめ労務関係法令もめまぐるしく改正されており、その都度対応が必要です。

主なサービス内容

- ① 採用から退職までの労務管理、労使トラブルに関するご相談
- ② 助成金の申請相談・アドバイス・提案
- ③ 労働契約書・雇入通知書の書式の点検と改善アドバイス
- ④ 1年に1回定期的に就業規則の点検を無料で実施
(変更作業報酬、届出報酬に関しましては別途協議いたします。)
- ⑤ 個別労使紛争の未然防止と発生した場合の対応アドバイス
- ⑥ 労働基準監督署から是正勧告が出された場合の対応アドバイス
- ⑦ 日本年金機構からの調査に関する対応アドバイス
- ⑧ 最新の労働社会保険諸法令の改正情報と貴社の対応策の提示

※下記金額に別途消費税が加算されます。

従業員数	月額報酬	従業員数	月額報酬
1人～10人	20,000円	61人～70人	50,000円
11人～20人	25,000円	71人～80人	55,000円
21人～30人	30,000円	81人～90人	60,000円
31人～40人	35,000円	91人～100人	65,000円
41人～50人	40,000円	101人以上	別途協議
51人～60人	45,000円	-	-

02. トータル顧問

労務顧問に加え、労働・社会保険の手続き顧問を含めたトータル顧問です。

主なサービス内容

- ① 労働基準法、労働安全衛生法関係
- ② 時間外労働・休日労働に関する協定届等協定届、その他労使協定、健康診断結果報告書、等
- ③ 雇用保険関係、労働者災害補償保険法関係
被保険者資格の得喪、事業所関係の届出、労災保険給付の請求、等
- ④ 健康保険、厚生年金保険法関係
被保険者資格の得喪、被扶養者異動、事業所関係の届出、健康保険給付金の請求、等
- ⑤ 雇用保険、社会保険等被保険者証の再交付手続き
労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、書類・申請書等の作成および事務代理業務

※下記金額に別途消費税が加算されます。

従業員数	月額報酬	従業員数	月額報酬
1人～10人	35,000円	61人～70人	95,000円
11人～20人	45,000円	71人～80人	105,000円
21人～30人	55,000円	81人～90人	115,000円
31人～40人	65,000円	91人～100人	125,000円
41人～50人	75,000円	101人以上	別途協議
51人～60人	85,000円	-	-

03.スポット契約

(1) 労働保険・社会保険の新規適用・廃止届

① 新規適用

※下記金額に別途消費税が加算されます。

従業員数	社会保険	労働保険	両方とも
1人～5人	50,000円	40,000円	80,000円
6人～10人	70,000円	50,000円	110,000円
11人～20人	90,000円	60,000円	140,000円
21人～	1人増えるごとに600円(税別)加算		別途協議

② 適用廃止

※下記金額に別途消費税が加算されます。

従業員数	社会保険	労働保険	両方とも
11人未満	30,000円	30,000円	50,000円
11人以上	1人増えるごとに600円(税別)加算		110,000円

(2) 労働保険・社会保険の各種手続き

① 人事労務管理に関するコンサルティング

原則として、30分当たり5,000円(税別)を申し受けます。(30分未満切り捨て)

② 保険料の算定・申告

※下記金額に別途消費税が加算されます。

従業員数	社会保険月額算 基礎届 ・月額変更届	労働保険料概算・確定申告		
		継続事業	一括有期	有期事業
1人～20人	30,000円	30,000円	工事件数 24件未満 30,000円	40,000円
21人～30人	40,000円	40,000円		
31人～40人	50,000円	50,000円		
41人～50人	60,000円	60,000円	24件以上 48件未満 40,000円	
51人～60人	70,000円	70,000円	48件以上 別途協議	
61人～70人	80,000円	80,000円		
71人以上	10人増えるごとに 5,000円(税別)加算			

③ 保険給付・申請・届出

※下記金額に別途消費税が加算されます。

作成書類	一般的なもの	難解なもの
健保・労災給付請求	20,000 円	別途協議
老齢・障害・遺族年金 給付裁定請求	30,000 円	
第三者行為による 保険給付請求	労災の場合 80,000 円 健保の場合 60,000 円	
高年齢雇用継続給付・育児 休業給付・介護休業給付に 係る給付申請	証明書 1 件につき 20,000 円 支給申請書 1 件につき 15,000 円	
労災保険の特別加入(海外派 遣を含む)に係る給付請求	20,000 円	
その他の申請等	15,000 円	

④ 調査立会報酬

原則として、30 分当たり 10,000 円(税別)を申し受けます。(30 分未満切捨て)

(3) 就業規則・諸規定の作成・変更

(顧問契約の際は下記金額の80%)

※下記金額に別途消費税が加算されます。

規定名称	手続報酬
就業規則本則の作成	300,000円～
就業規則本則の変更	別途協議
育児・介護休業等規程の作成	50,000円～
賃金規程の作成	100,000円～
退職金規程の作成	50,000円～
その他の規定等	別途協議

04. 各種助成金申請代行

原則として、顧問契約のお客様のみ申し受けます。

支給決定時の成功報酬として、難易度に応じ支給額の20%～30%（税別）を申し受けます。